

舞浜三丁目地区市街地液状化対策工事に関する
意向確認結果と今後の方針に係る説明会

議 事 次 第

開催日時：平成 30 年 3 月 24 日（土） 10：00～

場 所：舞浜小学校体育館

1. 開会

2. 挨拶

3. 資料説明

・舞浜三丁目地区市街地液状化対策工事に関する意向確認結果と今後の方針

4. 質疑応答

5. 閉会

配布資料

舞浜三丁目地区市街地液状化対策工事に関する意向確認結果と今後の方針

舞浜三丁目地区市街地液状化対策工事に関する
意向確認結果と今後の方針

平成 30 年 3 月 24 日
浦 安 市

1. 意向確認調査

1-1 調査の概要

意向確認調査は、平成 30 年 2 月 15 日を調査票の提出期日としましたが、未提出の方が見受けられましたことから、提出の期限を 2 月 23 日まで延長し、その後も何通かの提出があったことから、3 月 19 日までの回答をもって集計を行いました。

意向確認調査開始 H30/1/30	調査票提出日 H30/2/15	督促締切日 H30/2/23	集計期日 H30/3/19
----------------------	--------------------	-------------------	------------------

調査内容：車載プラントを設置して工事を継続することについての意向を確認する

✓前提条件⇒期間は3ヶ月～4ヶ月（平成 30 年 1 月 27 日説明会資料より）

⇒ 1 月 27 日説明会資料で示したすべての路線に配置する可能性あり

調査対象：舞浜三丁目宅地所有者（843 人）及び宅地を所有しない居住者（69 人）合計 912 人

実施期間：平成 30 年 1 月 30 日～平成 30 年 3 月 19 日

回 収：宅地所有者 708 通、宅地を所有しない居住者 36 通 合計 744 通（約 81.6%）

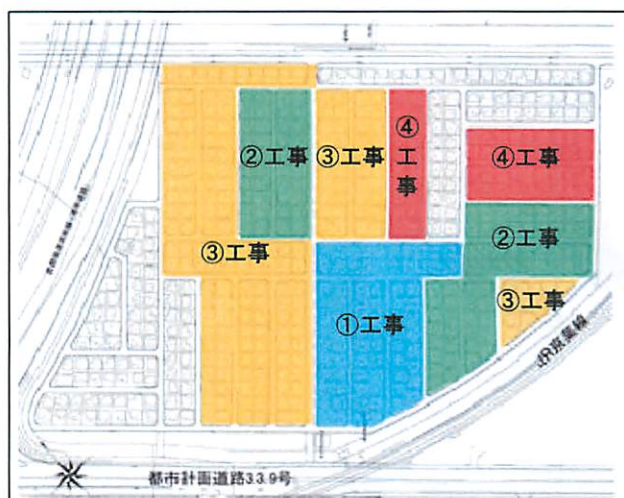
1-2 結果の概要

集計にあたっては、【表－1】のとおり、宅地所有者と居住者を合わせたものと宅地所有者のみの二通りで行いました。

工事継続を希望された方の割合は、宅地所有者と居住者を合わせたものでは、舞浜三丁目地区全体で 70.0% となりました。

また、事業対象区域の宅地所有者のみでは、78.3% となりました。

事業計画を決定する際に得られた工事の同意率は、事業対象区域では、95.5% でしたので、17 ポイント程度下回る結果となりました。



【図－1 舞浜三丁目地区事業対象区域図】

【表－1 意向確認書提出状況】

集計日：平成 30 年 3 月 19 日

区分	工事名	宅地所有者＋居住者 ※ 1			宅地所有者のみ		
		各工事区域の 宅地所有者＋居住者数 A	工事の継続を 希望する回答が あった人数 B	工事の継続を 希望する回答が あった率 C (B÷A)	各工事区域の 宅地所有者数 a	工事の継続を 希望する回答が あった人数 b	工事の継続を 希望する回答が あった率 c (b÷a)
事業対象 区域内	①工事	126	112	88.9%	117	107	91.5%
	②工事	168	134	79.8%	156	128	82.1%
	③工事	289	208	72.0%	273	199	72.9%
	④工事	91	60	65.9%	81	57	70.4%
	計	674	514	76.3%	627	491	78.3%
事業区域外		238	124	52.1%	216	112	51.9%
全 体		912	638	70.0%	843	603	71.5%

※ 1 「居住者」とは、現地に宅地所有者が居住していない宅地の居住者の世帯主（借家人等）

2. 意向確認調査結果を踏まえた工事継続可能性の検討

2-1 舞浜三丁目地区全体での意向確認結果を踏まえた検討

車載プラントを設置しての工事継続を希望する方の割合が、事業対象区域においては、先に示したとおり約78%となりました。

この車載プラントは、工事の対象地区内の殆どの道路に1路線あたり3ヶ月から4ヶ月ほど設置しなければならず、住民の皆様には、長期に渡り、騒音や振動、交通規制などで、著しいご迷惑とご負担をお掛けすることになることから、工事を実施する際は、このことをご了解いただくことが必要となります。

事業区域全体では、約78%の宅地所有者の方々から工事継続のご意向を確認できましたので、これを路線ごとで見た場合について、検証した結果を次に示します。

2-2 路線毎の工事継続希望意向

工事継続を希望する方の割合を車載プラントが設置可能な路線ごとに整理すると【図-2】のとおりでした。

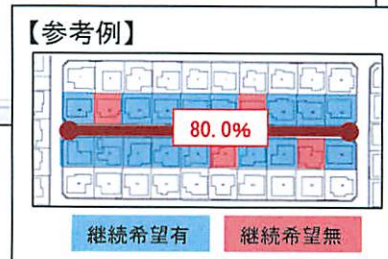
路線によって工事継続希望者の割合にばらつきがあり、低いところでは約35%、高いところでは約94%、概ね60%台、70%台が大半を占める結果となりました。



【図-2 車載プラント設置可能路線の検証】

※《路線毎の工事継続希望率の出し方》

= <路線毎両側の工事継続希望宅地数> ÷ <路線毎両側の全宅地数>



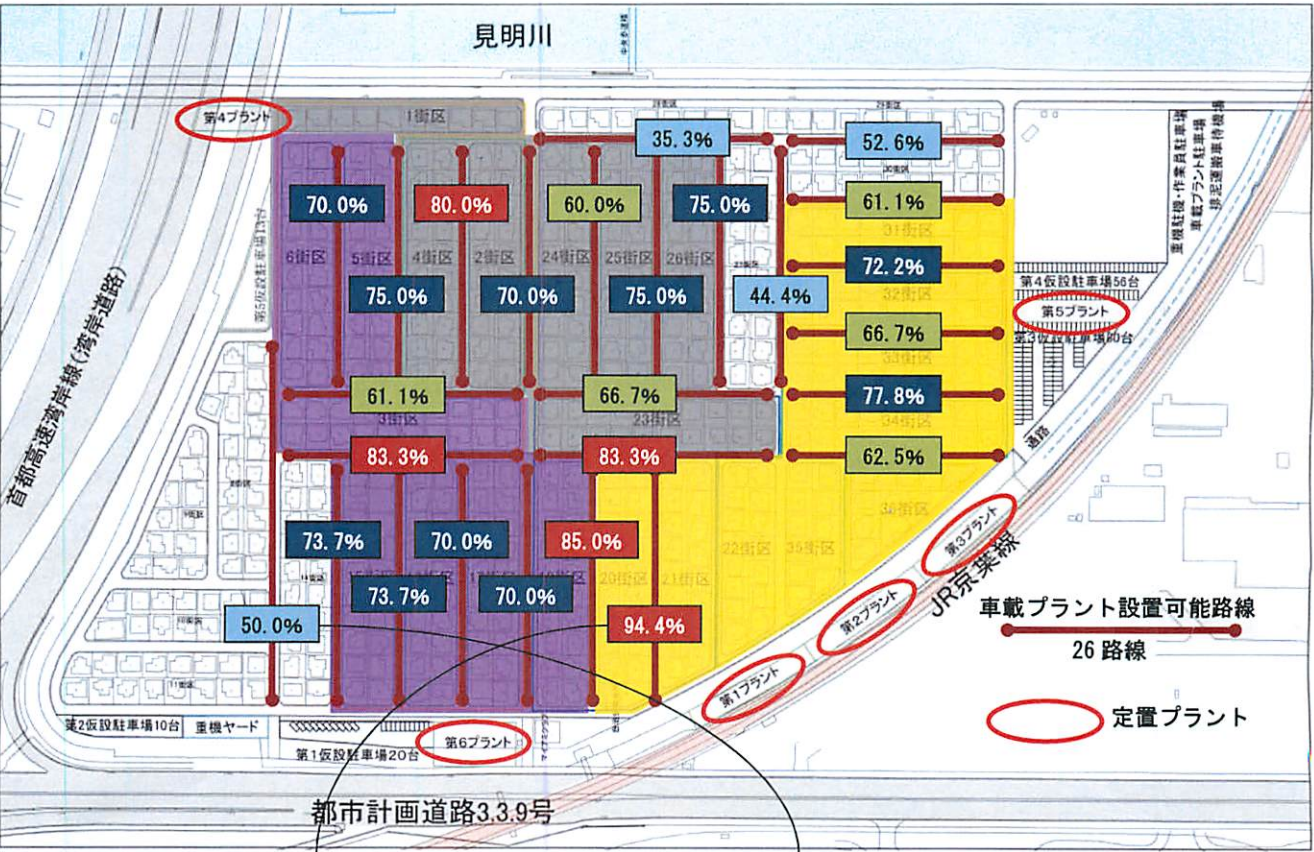
【参考例】：両側の宅地が20宅地で、16宅地が工事継続希望、4宅地が工事継続を希望していない場合は、 $<16> \div <20> = 80\%$ となります。

3. 工事継続希望者の分布から見た検討

復興計画期間内に工事を完了させるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ✓定置プラント6箇所(既存2・新規4)の他に、車載プラント3基(全て新規)の配置。
- ✓格子状地盤改良体の造成に必要なセメントを圧送できる範囲及び施工能力の関係から、【図-3】で三つに色分け(  )した施工エリアごとにそれぞれ車載プラントを1基配置。
- ✓1基の車載プラントはそれぞれの施工エリア内で延べ 28 ヶ月程度稼働できること。
- ✓1路線に車載プラントを設置する期間は3ヶ月～4ヶ月とする。

こうした条件を基に、街区内道路のプラント配置を検討すると、【図-3】で三つに色分け(  )したエリアごとに8路線、舞浜三丁目全体では26路線のうち、24路線で車載プラントを配置する必要があります。



【図-3 1基の車載プラントで施工可能な範囲の色分け図と路線ごとの工事継続希望の割合】

【表-2 車載プラントの配置が必要な24路線に工事の継続希望の高い路線から順番に当てはめたもの】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
94	85	83	83	80	78	75	75	75	74	74	72	70	70	70	70	67	67	63	61	61	60	53	50
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
高												低											

4. 調査結果を踏まえた市の考え

工事を復興計画期間内（平成 32 年度末）までに完了させるためには、【図－3】で赤く示した（) 26 路線の内、24 路線に車載プラントを配置する必要がありますが、【図－2】及び【図－3】や【表－2】で示したように工事継続の意向が低い路線にも車載プラントの配置が必要となります。

事業計画を決定する際には、約 95%の工事への同意をいただきました。しかしながら、路線ごとの検証では、工事継続を希望する方の割合が当初の工事の同意率約 95%と比べて、大幅に低くなっている路線が多くあったことから、工事の実施に必要なプラント配置可能な 24 路線を確保することが難しい結果となりました。

市街地液状化対策事業の検討にあたり、当初より、舞浜三丁目地区については、地区全体での工事を進めることを目標として、これまで取り組んできた経緯がありますので、市としては、今回の調査結果を踏まえ、事業計画を決定した 4 地区すべてで工事を継続することは困難と判断し、事業を中止せざるを得ないと考えています。

5. 分担金等

5-1 納付済みの分担金について

納付済みの分担金につきましては、事業計画の変更（廃止）の手続きの後、出来るだけ早期に返金の手続きをさせていただく予定です。

5-2 道路部分で実施した地盤改良体の周辺宅地等への影響について

一部の道路で行った機械攪拌工法による地盤改良工事が、周辺宅地にどのような影響を及ぼすかどうかについて、解析を行いました。影響が出ないことを確認しました。

6. 今後について

舞浜三丁目地区市街地液状化対策工事の中止決定は、「浦安市市街地液状化対策事業に関する条例」に基づき、市街地液状化対策事業計画の変更（廃止）にかかる手続きを経る必要があります。

今後は、この手続きを進めるとともに、早急に道路災害復旧工事に着手できるよう準備を行い、一日も早い舞浜三丁目地区の復旧・復興を目指してまいりますので、何卒、ご理解くださるようお願いいたします。